

令和元年11月14日

まちづくり委員会資料

陳情第24号

都市計画道路東京丸子横浜線
事業残地売却の見直しと地区防災拠点の整備
に関する陳情

建設緑政局

1 陳情箇所の概要

[事業概要]



事業名称	都市計画道路東京丸子横浜線 (丸子通工区)
事業期間	自平成元年12月15日 至平成19年3月31日
区間	中原区丸子通1丁目地内～ 中原区新丸子東2丁目地内
延長	約750m
幅員	25m(歩道3m、植樹帯1m)

【取得した用地の内訳】

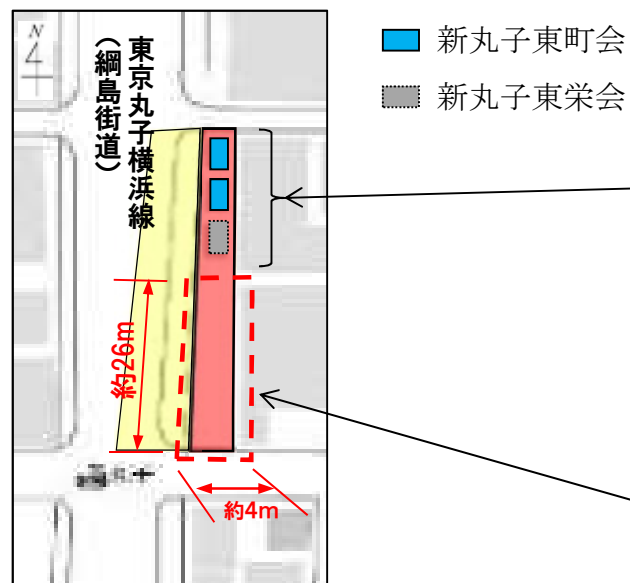
①新丸子東一丁目790-3 A=約456㎡ ⇒ 道路用地 ②同790-1 A=約218㎡ ⇒ 事業残地

2 これまでの経過

- 平成6年12月 都市計画道路事業用地として取得
- 平成19年12月 当該地を除き、都市計画道路が供用開始
- 平成22年11月 市財産条例に基づく公有財産無償貸付契約により新丸子東町会が防災用資器材保管庫(2棟)を設置
- 平成26年5月 同じく、新丸子東栄会*1が防災用資器材保管庫(1棟)を設置
- 平成31年4月 防災用資器材保管庫用地を除く土地の売却手続きに着手
- 令和元年7月 公有地財産活用調整委員会*2で低未利用地対策部会*3付議決定
- 同月 低未利用地対策部会で売却方針決定

※1地元商店街
※2建設緑政局所管
※3財政局所管

拡大図

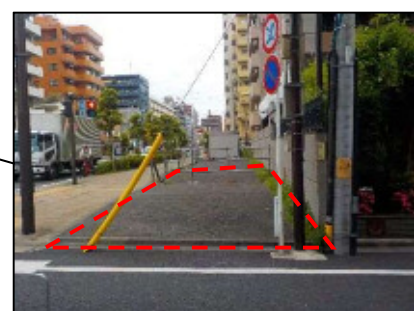


■ 事業残地 A=約218㎡
■ 売払い範囲A=約120㎡

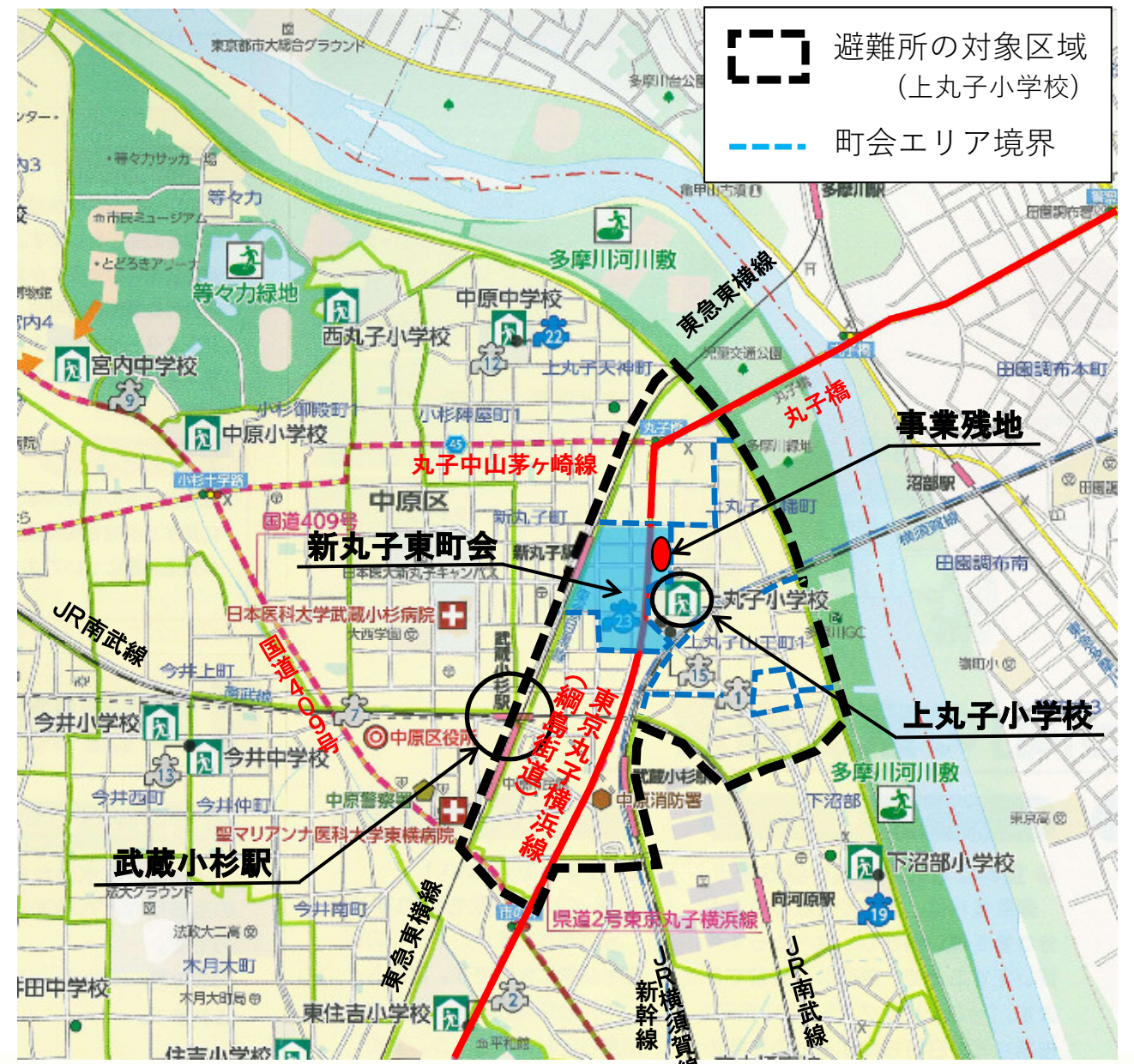
防災用資器材保管庫
(貸付期間H31.4.1～R4.3.31)



売払い箇所



3 事業残地周辺における避難所等の状況



凡例

- 避難所
- 広域避難場所
- 救急告示医療機関
- 警察署
- 消防署・出張所
- 市・区役所
- 緊急交通路
(災害時に、救出活動や消火・物資輸送等のために交通規制を行う道路)
- 災害時応急給水拠点
- 災害時応急給水拠点(開設不要型)
- 災害用井戸(生活用水)
- 土砂災害警戒区域
- 公園

[中原区内の避難所等の指定について]

避難所	災害によって自宅に住めなくなってしまった避難者等の収容などのための施設	中原区内29か所 (小中学校ほか)
広域避難場所	広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための場所	中原区内4箇所 (等々力緑地ほか)
地域防災拠点	避難所機能に加え、ヘリサインの表示などにより、応急医療活動ができる施設	中原区内8か所 (中学校)

4 防災用資器材保管庫における備蓄状況

【主な備蓄内容】

消火器具類	●消火器 ●消火ホース・ノズル等
救出救助器具類	●ロープ ●救助器具セット（スコップ等一式）
救援用具	●救急箱 ●車椅子
防災被服類	●ヘルメット ●腕章
通信器具類	●メガホン類
炊事器具類	●鍋・釜類 ●炊飯器具セット ●水タンク
その他	●会議机・パイプ椅子 ●テント ●懐中電灯 ●リヤカー ●避難誘導灯 ●毛布 ●投光器 ●コードリール ●ガソリン携行缶

[消火ホース]



[鍋・釜、炊飯]



[庫内全景]



[テント]



[リヤカー]



※令和元年11月5日(火) 撮影

5 本市の考え方

- ① 当該地は、公共用地として活用する計画は無いが、不動産としての一般需要が見込まれている。事業残地等の普通財産については、本市の財政事情を踏まえ、売払い等により収入を適切に確保することが必要である。
- ② 地域防災力の向上については、地域の状況を踏まえながら限られた状況の中で柔軟に対応していただく必要もあると考えており、本市の低未利用地に係る基本的な考え方などを総合的に勘案すると、当該地を残さなければならないとする合理的な説明は困難だと考えられる。
- ③ 既存の保管庫については、地域防災力の向上のため必要なものと考えられることから、町会の要請を踏まえ、保管庫が設置された敷地については、当面の間、無償貸付で対応する。

これまで町会等へお伝えしてきた通り、事業残地の南側部分については、売払いの手続きを進めていく

6 今後のスケジュール

- 令和2年 1月 一般競争入札公告（予定）
- 令和2年 2月 売却完了（予定）